平成２９年（フ）第３０１号
埼玉県越谷市東越谷８丁目96番地11
債務者　竹内　秋子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
静岡県沼津市高尾台10番地の６　スカイコート高尾台301、前住所静岡県沼津市西間門209番地の１　ＥＳＴＡＳＩＡ205
債務者　亀岡　郁雄
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
高知市一宮中町３丁目25番１号　イエダス207号
債務者　朝比奈あや
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３１号
高知市はりまや町１丁目11番13号　コーポハリマヤ303号
債務者　今山　辰之
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０５号
北海道旭川市豊岡７条４丁目２番９号
債務者　大友　実理
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１７号
北海道旭川市東光10条３丁目４番８　5028号市住5028号、住民票上の住所北海道旭川市東光２条４丁目４番８号　メゾン近藤Ａ10号
債務者　鎌田　恭平
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４７号
愛知県岡崎市竜美南２丁目４番地１　竜美ヶ丘住宅　３―43
債務者　永井　篤志
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５６５号
東京都日野市旭が丘２丁目32番地の８旭が丘ハイツ203
債務者　三村　智仁
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２７４号
静岡市清水区浜田町５番４号　プラザドゥエルフ206、旧住所静岡市清水区興津清見寺町436番地
債務者　市川　幸男
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月21日午後１時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５号
長崎県島原市有明町大三東丙526番地２
債務者　宮本　由貴
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午後２時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第２００号
栃木県宇都宮市中岡本町3765番地４
債務者　浅井　由美
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１６号
栃木県小山市天神町１丁目10番12号　パークマンション天神206号
債務者　北里　　勝
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６号
栃木県栃木市大平町西水代3503番地６　ウエストビラＣ―202
債務者　阿部　奈緒（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第７４０９号
東京都日野市百草999番地　百草団地152―702、開始決定時の住所東京都世田谷区大蔵１丁目14―９
破産者　唐澤　廣憲
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７５号
愛知県春日井市味美町２丁目85番地
破産者　株式会社宮田製作所
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部